

地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（第1回） 議事概要

1 日時：令和5年6月8日（木）13：00～15：00

2 場所：オンライン開催

3 議題

- ・ 検討状況・検討会の進め方について
- ・ eLTAX を活用した公金収納に係る民間事業者・金融機関のニーズ等について
 - 日本経済団体連合会からのヒアリング
 - 全国銀行協会からのヒアリング
 - ゆうちょ銀行からのヒアリング
 - 日本マルチペイメントネットワーク運営機構からのヒアリング

4 議事概要

事務局からの説明の後、日本経済団体連合会、全国銀行協会、ゆうちょ銀行及び日本マルチペイメントネットワーク運営機構から、ヒアリングを実施。その後、意見交換を実施。

○構成員、●事務局

【質疑応答】

- 「複数申請をしているとき等に突合が容易になるよう、占用許可書番号等の情報を同時にいただきたい」との説明の趣旨について、詳しくご教示いただきたい。
- 道路占用許可申請を行った後に企業が受け取る日付・占用許可書番号入りの書類と、実際の納付書との紐付けを容易にするため、納付書にも占用許可書番号の情報を含めていただきたいという趣旨である。
- 金融機関からの納付書のフォーマット統一化のご要望について、その趣旨を詳しくご教示いただきたい。
- 現在は納付書が地方公共団体毎にバラバラである。公金が eL-QR に対応する場合、納付書の eL-QR の印字場所等も統一することで、どの納付書であっても、銀行窓口担当者が eL-QR 対応納付書なのか否かを判別可能となる。また、後方機関でも QR コードの読取位置が固定でき、事務処理が効率的に行える。加えて、統一感のある納付書は納付者にとっても利便性が高いものとする。
- 金融機関としては、eL-QR 導入開始以前から、納付書フォーマットの統一化を要望してきたが、地方公共団体毎に異なる納付書の統一化がなかなか難しいことから、納付書に eL-QR を印字することで負担軽減を図ってきた経緯がある。

- eL-QR 対象外の公金の納付書に、地方公共団体独自の QR コードを印字している場合、窓口担当者が QR コードを見ただけではいずれの QR コードなのか判別不能であるため、eL-QR 以外の独自の QR コードの使用を早期に取り止めていただくことに加えて、必ず eL マークや QR コードの横の eL-QR という文字を印字するようにしていただきたい。
- 戸籍謄本の郵送請求時等の手数料精算への eL-QR 活用について提案いただいたが、これは、戸籍謄本の郵送請求のような、現行必ずしも納付書による収納を行っていないものについても、eL-QR を使えるようにしてほしいということか。
- 地方公共団体毎に金額が決まっている当該手数料のように、性質としては賦課税に近い公金については、eL-QR を活用してもいいのではないかという趣旨である。
- 地方税と異なり、公金は納付期限や延滞金の考え方が地方公共団体毎に異なる可能性がある。公金を eL-QR 対応にする場合、地方公共団体毎に異なる納期限や延滞金の取扱いに対応する上で eLTAX 側のシステム上何か課題はないか。
- eLTAX 側のシステム上は特段問題ない。
- 地方税統一 QR コード対象の納付書は、延滞金計算等は不要とのルールで一本化されており、拡大する公金もこのルールに倣っていただければ、システム対処は不要と考える。
一方で、既存の納付方法での公金の窓口収納は、納付期限や延滞金により、窓口での受付可否に地方団体ごとの独自の定めがあるケースがあり、確認が煩瑣であり、事務負担が大きい。
- MPN センタの次期更改は 2025（令和 7）年 1 月とのことだが、eLTAX を活用した収納の対象となる可能性がある公金について、いつまでに、当該公金の利用見込み件数（概算）やピーク性の有無などの情報が必要か。
- MPN センタの次期更改に向けた性能要件の定義は既に完了しており、公金が eL-QR 対応することで処理件数が増加する場合は、更改ではなく事後の改修で対応することになると考える。情報は、判明次第いただきたい。
- 税目・料金番号（納付区分。3 桁。）の 300～900 番台について、地方公共団体毎に任意の番号が使用できるとのことだが、団体が異なれば、同じ番号に対して異なる税目を設定することも可能なのか。
- 可能である。MPN から情報を地方公共団体に伝送する際、収納機関番号により団体を特定しており、税目・料金番号が異なっても伝送処理上は問題ないためである。ただし、日本マルチペイメントネットワーク運営機構において、各団体がどのように付番しているかは把握していない。
- eLTAX を活用した公金収納を行う場合には、MPN からの情報の直接の伝送先が各地方公共団体ではなく地方税共同機構となるため、どの地方公共団体に納める公金であっても

収納機関番号は地方税共同機構の番号（13800）で統一される。収納機関番号が一意に決まってしまうので、全国統一の税目・料金番号を取り決める必要がある。

- 銀行によっては、(eL-QR による支払時に) ATM で税目・料金番号のコード値を基に、ATM 画面に税目等の和名を表示する機能を付けている場合がある。そのような場合には税目・料金番号が地方公共団体毎に異なっていると ATM での表示上支障が生じ、納税者にとっても分かりにくいものになる。

【意見交換】

- 地方公共団体としては、eLTAX を活用した地方税以外の公金収納に期待している。
- A 公金（＝地方公共団体が「全国的に共通の仕組み」により eLTAX を活用する公金）以外の公金は全て B 公金（地方公共団体が任意に eLTAX を活用可能とするもの）として、すべての公金について eLTAX を活用可能としていただきたい。
- eL-QR 付きでない納付書の処理については、指定金融機関の手数料が一律に引き上げられる見込みであり、各地方公共団体は、指定金融機関との交渉に苦慮している。すべての公金について eL-QR を活用することで、スケールメリットが働くことに期待したい。
- すべての公金で eL-QR を活用可能としないと、対象外の公金について電子収納を可能とするためには、地方公共団体独自で QR コードを付すためのシステム構築等が必要となり、非効率と考える。
- 収納金額・件数が少ない公金については、財務会計システムで管理しており、当該システムの対象公金の中で eL-QR を活用可能なものと不可能なものが混在すると煩雑である。住民にとってもわかりづらい。
- eLTAX を活用した公金収納が、地方公共団体のシステム標準化にも関わる場合には、二重投資を避けるため、できる限り早く仕様書を提示していただきたい。また、仮に、eLTAX を活用した公金収納の開始が、システム標準化のスケジュールに間に合わない場合であっても、eL-QR を納付書に印字することを前提に、標準化の内容を検討いただきたい。
- 地方公共団体によっては、地方税と地方税以外の公金の納付書の様式を統一し、既に地方税以外の公金の納付書に eL-QR を印字することも可能となっているため、できる限り早い法整備をお願いしたいという気持ちがある。
- 公金を eLTAX で収納する場合の税目・料金番号の付番方法について、地方公共団体としては、収納管理（消込）における必要性を考慮しても、「地方税以外の公金」として 1 本にする、あるいは款・項・目の款レベルで付番するなど、大括りでも構わないと考える。
- eLTAX を活用した地方税以外の公金収納に当たってのシステム改修等の費用については、適切な財政措置を検討いただきたい。

(以上)